

三 譲渡し及び譲受けの価格
四 譲渡し及び譲受けの予定日
五 譲渡し及び譲受けを必要とする理由
2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 譲渡譲受契約書の写し

二 譲渡し及び譲受けの価格の明細書
三 譲受人が現に第二種貨物利用運送事業を営んでいる場合にあつては、第十九条第一項第一号及び第四号、第五号又は第六号並びに第七号に掲げる書類
(法人の合併又は分割の認可の申請)

第二十七条 法第二十九条第二項の規定により第二種貨物利用運送事業者たる法人の合併又は分割の認可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載し、かつ、当事者が連署(新設分割の場合にあつては、署名)した法人の合併(分割)認可申請書を提出しなければならない。
一 当事者の名称、住所及び代表者の氏名並びに利用運送機関の種類、利用運送の区域又は区間業務の範囲及び貨物の集配の拠点

二 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により第二種貨物利用運送事業を承継する法人の名称、住所及び代表者の氏名

三 合併又は分割の方法及び条件

四 合併又は分割の予定日

五 合併又は分割を必要とする理由

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 合併契約書又は分割契約書(新設分割の場合にあつては、分割計画書)の写し

二 合併又は分割の方法及び条件の説明書
三 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により第二種貨物利用運送事業を承継する法人が現に第二種貨物利用運送事業を営んでいる場合にあつては、第十九条第一項第一号及び第四号又は第五号並びに第七号に掲げる書類

(相続人の事業継続の認可の申請)
第二十八条 法第三十条第一項の規定により相続による第二種貨物利用運送事業の継続の認可を申請しようとする相続人は、次に掲げる事項を記載した事業の継続認可申請書を提出しなければならない。
一 氏名及び住所並びに被相続人との続柄

二 被相続人の氏名及び住所
三 継続して経営しようとする被相続人の利用運送機関の種類、利用運送の区域又は区間、業務の範囲及び貨物の集配の拠点
四 相続の開始の日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 申請者と被相続人との続柄を証する書類
二 申請者が現に第二種貨物利用運送事業を営んでいる場合にあつては、第十九条第一項第一号、第六号イ及びハ並びに第七号に掲げる書類
三 申請者以外に相続人がある場合にあつては、当該第二種貨物利用運送事業を申請者が継続して経営することに対する当該申請者以外の相続人の同意書

第三十二条を削る。
第三十三条の見出し中「事業の」の下に「休止及び」を加え、同条中「運送取次事業の」を「第二種貨物利用運送事業の休止又は」に、「廃止届出書」を「休止(廃止)届出書」に改め、第二号から第五号までを次のように改め、同条を第二十九条とする。
二 休止し、又は廃止した第二種貨物利用運送事業の内容
三 休止又は廃止の日

四 休止の届出の場合にあつては、休止の予定期間
五 休止又は廃止を必要とした理由

第三十四条から第三十七条までを削る。

第五章の章名中「国際貨物運送取扱事業」を「国際貨物利用運送事業」に改める。

第四十一条から第五十条までを削る。

第四十条第一項中「第三十六条第四項」を「第四十六条第四項」に改め、同項第一号中「第三十八条第一項第五号イ(2)」を「第三十九条第一項第五号イ(2)」に改め、同項第二号中「第三十八条第一項第五号ロ(2)」を「第三十九条第一項第五号ロ(2)」に改め、同条第二項第三号を削り、第四号を第三号とし、同条第三項中「第三十八条第二項」を「第三十九条第二項」に改め、同条を第四十二条とし、同条の次に次の一条を加える。
(事業の廃止の届出)

第四十三条 第三十六条の規定は、法第四十八条の規定による外国人国際第二種貨物利用運送事業の廃止の届出について準用する。この場合において、第三十六条第一号中「その代表者の氏名並びに登録番号」とあるのは、その代表者の氏名」と読み替えるものとする。

第三十九条の二第一項中「第三十六条第四項」を「第四十六条第四項」に、「第三十八条第一項第五号ロ(4×i)」を「第三十九条第一項第五号ロ(4×i)」に改め、同条第二項第三号を削り、第四号を第三号とし、同条第三項中「第三十八条第二項」を「第三十九条第二項」に改め、同条を第四十一条とする。

第三十九条第一項中「第三十六条第二項」を「第四十六条第二項」に改め、第三号を削り、第四号を第三号とし、同条を第四十条とする。

第三十八条第一項中「第三十五条第一項」を「第四十五条第一項」に、「利用運送事業(以下「外国人国際利用運送事業」という。))」を「第二種貨物利用運送事業(以下「外国人国際第二種貨物利用運送事業」という。))」に、「外国人国際利用運送事業許可申請書」を「外国人国際第二種貨物利用運送事業許可申請書」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 利用運送機関の種類

第三十八条第一項第五号イ(1)中「利用運送の」の下に「区域又は」を加え、同号イ(6)及び(7)中「利用運送事業者」を「貨物利用運送事業者」に改め、同号ロ中「第二種利用運送事業を行う場合にあつては」を削り、同条第二項第一号中「利用運送事業」を「貨物利用運送事業」に改め、同項第二号中「貨物の集配を行う第二種利用運送事業を営もうとする者」を「貨物の集配を行おうとする者」に改め、同項第六号中「第四十四条第一項第一号から第三号」を「第三十八条第一項第一号から第四号」に改め、同条を第三十九条とし、第五章中同条の前に次の九条を加える。
(登録の申請)

第三十条 法第三十六条第一項の規定により外国人等による国際貨物運送に係る第一種貨物利用運送事業(以下「外国人国際第一種貨物利用運送事業」という。))の登録を申請しようとする者は、法第三十五条第一項に規定する国際貨物運送の区分に応じ、次に掲げる事項を記載した外国人国際第一種貨物利用運送事業登録申請書を提出しなければならない。
一 法第四条第一項各号に掲げる事項
二 法人にあつては、次に掲げる事項

イ 代表者及び役員
ロ 役員の氏名

ハ 資本金並びに出資者の国籍別及び国、公共団体又は私人の別による出資額の比率
三 個人にあつては、国籍

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 次に掲げる事項を記載した事業の計画

イ 利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者の概要

ロ 貨物の保管体制を必要とする場合にあつては、保管施設の概要
ハ その他事業の計画の内容として必要な事項